令 和 7 年 第 1 回 定 例 委 員 会 会 議 録

１．開催日時　　令和７年３月３日（月）　　午前９時００分から
　　午前９時４０分まで
２．出席委員　　関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男
３．出席職員　　古沢一憲、坂巻隆征、齋藤覚
４．会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和７年第１回定例委員会を開会する。

本日の議案は９件と報告事項となっている。議案第２号「選挙人名簿登録者数（定時登録）について」から議案第４号「直接請求に必要な有権者数について」の３議案は、関連するため一括議題とする。

事務局より説明を求める。

○ 事務局

議案第２号　　選挙人名簿登録者数（定時登録）について

（説明）　国立市の令和７年３月１日定時登録基準日における選挙人名簿登録者数は、男性３０，８４８名、女性３３，５２６名、合計６４，３７４名となっています。

前回、令和６年１２月１日の定時登録における選挙人名簿登録者数は、男性３０，９４０名、女性３３，５５４名、合計６４，４９４名でしたので、男性９２名、女性２８名の減、合計１２０名の減となっています。

１２月１日以降の登録者数は８８３名で、定時登録者数のうち、新有権者（平成１８年１２月３日から平成１９年３月２日生）の登録者数は男性７２名、女性６５名、合計１３７名となっています。

投票区別選挙人名簿登録者数は別紙のとおりです。

議案第３号　選挙人名簿の抹消について

（説明）　公職選挙法第２８条の規定による抹消者は別紙のとおり１，００３名となっています。

議案第４号　直接請求に必要な有権者数について

（説明）　地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項及び第５条第１項によるによる選挙権を有する者の総数の５０分の１の数は１，２８８名、市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項及び第５条第１５項の規定よる選挙権を有する者の総数の６分の１の数は１０，７２９名、地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数は２１，４５８名となっています。

○ **関委員長**
　何か質疑等ありますか。

○ **大橋委員**
　抹消についてですが、１，０００人を超えるってのはいつもより多くないですか。

○ **事務局**
　時期的なこともありますが、若干多い人数なっています。

○ **関委員長**
　他に何か質問等ありますか。

○ **各委員**
（質疑等なし）

○ **関委員長**
　議案第２号、３号、４号を原案のとおり可決する。
　次に、議案第５号「在外選挙人名簿の登録について」から議案第７号「在外選挙人名簿について」の３議案は、関連するので一括議題とする。
　事務局から説明を求める。

○ **事務局**
議案第５号　在外選挙人名簿の登録について
（説明）　前回(令和６年１２月１日)以降に、在外選挙人名簿の登録申請はなかったので、本議案は廃案といたします。

議案第６　在外選挙人名簿の抹消について
（説明）　令和６年１２月１日の定例委員会以降に当市宛に国内に住所を有して４カ月経過した抹消対象者は、男性２名であり、本日付で在外選挙人名簿から抹消し、抹消した旨を在外公館及び本籍地あてに通知します。

議案第７　在外選挙人名簿について
（説明）　前回（令和６年１２月登録日）の登録者数は１３３名で、男性５５名、女性７８名です。
　１２月からの登録者は、０名で、抹消者は男性２名ですので、令和７年３月１日現在の在外選挙人名簿登録者数は１３１名で、内訳は、男性５３名、女性７８名で、最終住所地による名簿登録者数は９７名、本籍地による名簿登録者数は３４名となります。

○ **関委員長**
　何か質疑等ありますか。

○ **各委員**
（質疑等なし）

○ **関委員長**

議案第５号、６号、７号を原案のとおり可決する。

次に、議案第８号「国立市長選挙に伴う選挙運動に関する収支及び支出の報告書要旨の公表について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第８号　国立市長選挙に伴う選挙運動に関する収入び支出の報告書要旨の公表について

（説明）　本議案は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第１９２条第１項及び第２項の規定により、令和６年１２月１５日執行の国立市長選挙に伴う選挙運動に関する収入及び支出の報告要旨を公表するものです。

各立候補者の選挙に関する収支報告書総括表を確認いただき可決後、告示いたしますのでご確認及び審査をよろしくお願いいたします。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

（質疑等なし）

○ **関委員長**

第８号議案を原案のとおり可決する。

次に、議案第９号「東京都議会議員選挙執行計画（案）について」を議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第９号　東京都議会議員選挙執行計画（案）について

（説明）　本議案は、令和７年７月２２日任期満了となります東京都議会議員選挙の期日が令和７年６月１３日告示、同年６月２２日に投開票日と決定したことにより現在決定すべき事項について執行計画を提案するものでございます。

なお、今回の都議会議員選挙では、国分寺市が選挙長となります。

それでは、執行計画案を御覧下さい。

１．　選挙の期日等ですが、告示日は令和７年６月１３日金曜日、選挙期日は６月２２日曜日、開票日も同日となります。選挙会は、翌日の６月２３日月曜日に国分寺市役所において開催されます。

２．　選挙区及び定数等でございます。選挙区名は東京都議会議員選挙北多摩第２選挙区、定数は２名で地域は国分寺市と国立市でございます。

３．　選挙人名簿の登録等ですが、登録基準日、登録日は令和７年６月１２日木曜日となり名簿の閲覧期間及び場所は記載のとおりでございます。

４．選挙人名簿の抹消は、基準日と当日の２回行います。

５．投票所及び投票時間ですが、投票所は別紙１投開票所一覧表のとおり市内１２か所で投票時間は午前7時から午後8時まででございます。

６．投票用紙の様式につきましては、記載のとおりでございます。

７．期日前投票及び日時ですが、今回も5カ所開設いたします。場所及び日時は記載のとおりございます。12月の市長選挙に準じて計画しております。
８．不在者投票の場所及び日時は記載のとおりとなります。
投票用紙の告示前交付ですが、投票用紙の郵便等により発送については、国立市選挙執行規程第21条により、告示日前日からとなります。
９．開票管理者及び同職務代理者については、空欄になっております。
今までの選挙にならい、選挙長を関委員長、同職務代理者に小田職務代理とすることでよろしいでしょうか。

（委員からの同意）

10．開票の場所及び日時は前回の選挙と同様にＦＳＸアリーナ（くにたち市民総合体育館）で投票終了後の午後９時から開始いたします。
11．開票立会人のくじについては、告示はしますが10名を超えること及び同一政党が3人となる可能性が低いので開催はせず決定する予定でおります。
12．投票記載所の氏名等掲示順序くじについては、６月１３日の告示日に午後６時から行います。
次の13から15までの管理者・立会人については６月２日の委員会にて提案を予定しております。
16．直接請求に必要な有権者数については６月１２日開催の委員会に提案を予定しております。
17．公営ポスター掲示場の数及び設置場所ですが、６月２日の委員会にて提案を予定しております。
18．選挙公報の配布はシルバー人材センターに委託し全戸配布を行います。
19．選挙時啓発についてです。
市報５月２０日号に合わせて選挙特集号を発行たします。
また、推進委員による啓発物資の配布を実施する予定です。
以上で、議案第９号の説明を終わらせていただきます。

○ **関委員長**
何か質疑等ありますか。

○ **各委員**
（質疑等なし）

○ **関委員長**
第９号議案を原案のとおり可決する。
次に、議案第１０号「選挙人名簿の登録日について」を議題とする。
事務局から説明を求める。

○ **事務局**
議案第１０号　選挙人名簿の登録日について

（説明）　公職選挙法第２２条第１項の規定により、定時登録の登録日が地方公共団体の休日に当たる場合は、１日又は同日直後の地方公共団体の休日以外の日と改正されたことから、令和７年６月１日の定時登録日が休日のため、

選挙人名簿の登録を行う日を６月２日月曜日に定め公職選挙法施行令第１４条第１項により告示を行なうことを、委員会に諮らせていただくものです。

以上で議案第５４号「選挙人名簿の登録日について」の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

（質疑等なし）

○ **関委員長**

議案第１０号を原案のとおり可決する。

事務局から報告事項はありますか。

○ **事務局**

（報告）「投票支援カード」と「投票用紙記入補助具」についてご説明いたします。

令和６年第３回定例会及び令和７年第１回定例会におきまして、公明党の香西議員より導入について要望がありました。

「投票支援カード」は、投票所においてお手伝いが必要な方が、投票所の係員に口頭で伝えることが難しい場合や苦手な場合などにご使用いただくもので、このカードに記入して、投票所の係員に提示していただくことで、投票所で説明することなく、代理投票や点字投票など、必要な支援をスムーズに受けることができるといったものになります。

次に、「投票用紙記入補助具」ですが、投票用紙の記入時に枠が見えない、見えにくいなどの不安のある方が、投票用紙に自筆する際に記入する位置がわかりやすくなる補助具です。

補助具は、記入する枠の部分が切り抜かれておりますので、表面を手で触ることで、記入する位置がわかるようになっているものになります。（１枚約５００円程度）

なお、現在国立市におきましてはコミュニケーションボードを導入しております。

各投票所及び期日前投票所への「投票支援カード」「投票用紙記入補助具」の導入につきまして、事務局といたしましては他市においても導入が進んできているようでございますことから、本市においても６月の東京都議会議員選挙より導入をしたいと考えておりますが、委員の皆さんのご意見を伺いと思います。

○ **小田委員**

投票用紙記入補助具は、大きさが投票用紙と同じだと、出し入れが大変ですよね。どのような運用を行うのですか。

○ **事務局**

投票用紙記入補助具については、申請に基づき受付にて補助具に投票用紙を入れてお渡しし、記入後は補助具から外し投票用紙のみを投函していただきます。その後、補助具は係の者に返却していただくという流れを考えています。

○ **矢野委員長**

コミュニケーションボードですが、各投票所に置いてあるのは見るのですが、上に何か置かれていることもあり、文字の大きさも小さいので、大きいタイプの貼りだしを統一してはいかがでしょう。貼っている投票所と貼っていない投票所があるので。あと、投票支援カードの周知はどのようにお考えですか。

○ **事務局**

現時点では、市報とＨＰでの周知を考えています。コミュニケーションボードについては、運用方法を改めて検討いたします。

次に、今後の予定についてでございます。
本来であれば「当面の日程」をお配りするところでございますが、まだ未確定なものが多く、本日は配布をいたしておりません。
次回の定例委員会は６月２日（月）に開催いたしますが、その他の日程につきましては、必要に応じて随時ご連絡いたします。
報告事項は以上でございます。

○ **関委員長**

何か質疑等はありますか。

○ **小田委員**

定例委員会の６月２日（月）までに予定はありますか。

○ **事務局**

都市選連の総会が例年ですと５月にありますが、日程がまだ分からないので、分かり次第お伝えさせて頂きます。

○ **関委員長**

他に、何か質疑等はありますか。

○ **各委員**

（質疑等なし）

○ **関委員長**

以上で令和７年第１回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第７条第２項により署名します。

令和７年６月２日

委　員　長　　関　　文　夫

職務代理者　　小　田　克　彦

委　　員　　大　橋　康　男

委　　員　　矢　野　き　く　子